

## 遺産分割と民法改正

相続が開始すると被相続人の遺産は共同相続人による共有状態となります。そのため、遺産分割が調わない場合、相続人全員の同意がなければ金融機関に預けられていた被相続人の預金を引き出せず、生活費、葬祭費用、相続債務の返済に充てることができなかつたり、また不動産については、相続登記が完了しなければ売却できないという問題が生じます。

上記のような問題を解消するため、平成30年に民法（相続法）の改正が行われました。今回はそれらの改正のうち、遺産分割に関わるものについてご説明します。

## (1) 遺産分割の種類

遺産分割は、①指定分割、②協議分割、③審判分割に分類することができます。

## ①指定分割

被相続人は、遺言書によって個々の相続財産の分割方法を指定することができます。被相続人の作成した遺言書のとおり相続財産を分けることを指定分割といいます。

## ②協議分割

遺言によって遺産分割方法の指定がされていない場合は、相続人全員の遺産分割協議によって遺産分割を行います。この遺産分割協議により相続財産を分割することを協議分割といいます。

<遺産分割協議による分割方法>

現物分割	相続財産である土地を相続人Aが、建物を相続人Bが取得するなど、個々の相続財産をそのままの形で配分する方法。
共有分割	相続財産である土地を複数の相続人が共有するというように、1つの物の所有権を分け合う形式で配分する方法。
換価分割	相続財産を売却して得た金銭を、それぞれの相続人の相続分に応じて配分する方法。
代償分割	相続分（原則的には法定相続分）を超える相続財産を取得した相続人が、その代わりとして差額の金銭（代償金）を他の相続人に渡すという配分方法。
利用権（用益権）の設定	相続財産である土地を相続人Aが所有するものとして配分した上で、他の相続人Bにその土地の借地権を設定するような配分方法。

## ③審判分割

遺産分割協議において合意に達しない場合や、相続人が集まらず遺産分割協議ができない場合は、家庭裁判所の審判に基づいて相続財産の配分を行います。これを審判分割といいます。

審判に基づく分割は、上述の現物分割を基本として、それぞれの相続人の実情に合った分割方法による配分が行われます。

## (2) 遺産分割前の預貯金の払戻し

相続された預貯金のうち一定額について、他の相続人の同意がなくとも、つまり、遺産分割が調っていないなくとも、単独で払戻しができることとなりました。この制度は令和元年7月1日より施行されています。

<計算式>

単独で払戻しをすることができる額（※1）＝

（相続開始時の預貯金債権の額）×（3分の1）×（当該払戻しを求める共同相続人の法定相続分）

※1 払戻しをすることができる額は口座ごとに計算し、同一の金融機関に対する権利行使は150万円を限度とします。

この改正により、それぞれの相続人は自分の意思だけで被相続人の預貯金の一部を払い戻すことができ、当座の生活費や葬祭費、相続債務の返済に充てることができるようになりました。

## (3) 遺産分割前に処分された財産の取扱い

遺産分割前に相続財産を処分（売却など）した相続人以外の相続人全員が同意した場合、当該遺産分割前に処分された財産を遺産分割の対象に含めることができるようになりました。従来は、遺産分割前に使い込みされてしまった財産については、遺産分割協議の対象とならず、不当利益返還訴訟を提起しなければいけないという不都合がありました。

この改正により、相続財産を処分した相続人以外の相続人の同意により、遺産分割前に処分された財産が遺産分割時に存在するものとみなすことが可能になりました。遺産分割の時点で処分されていた財産の価額も含めて遺産分割を行い、処分した相続人は処分した財産に相当する金銭（代償金）を支払います。この制度は令和元年7月1日より施行されています。

（担当：江口 明奈）